令和3年12月6日

学 務 課

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

区立もみじ幼稚園及び小名木川幼稚園を廃止するため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

別表中のもみじ幼稚園及び小名木川幼稚園の名称及び位置を削除する。(第2条関係)

3 新旧対照表

裏面のとおり

4 施行日

令和4年4月1日

江東区立幼稚園設置条例 新旧対照表

		工术巴立列和国队巨术门	.,,	11/1/27	
現行			改正案		
本則	(略)		本則	(略)	
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
	名称	位置		名称	位置
(略)			(略)		
同	第三大島幼稚園	同 大島七丁目39	同	第三大島幼稚園	同 大島七丁目39
		番2-101号			番2-101号
同	もみじ幼稚園	同 大島八丁目21			
		番9-101号			
(略)			(略)		
同	なでしこ幼稚園	同 北砂五丁目20	同	なでしこ幼稚園	同 北砂五丁目20
		番7-102号			番7-102号
同。	小名木川幼稚園	同 北砂五丁目22			
		番10号			
(略)			(略)		
				附則	
			この条例は、令和4年4月1日から施行する。		